

生駒市規則第14号

生駒市行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

生駒市長 山下 真

生駒市行政組織規則等の一部を改正する規則

(生駒市行政組織規則の一部改正)

第1条 生駒市行政組織規則(平成6年7月生駒市規則第22号)の一部を次のように改正する。

目次中「第41条の4」を「第42条」に改める。

第2条中「、部及び局」を「及び部」に、

「市民部

市民課 市民係 記録係
課税課 庶務係 市民税係 土地係 家屋係
収税課 庶務係 徴収係
人権施策課 人権施策係 人権教育係
人権文化センター
男女共同参画プラザ
産業振興課 農林係 商工観光係 企業立地推進係
高山竹林園

福祉健康部

健康課 管理係 健康係
病院建設課 病院建設係
国保年金課 国保係 年金係 福祉医療係
介護保険課 認定係 保険係

を

福祉事務所

福祉総務課 庶務係 保護係
福祉支援課 福祉係 支援係
こども課 保育係 こども係
子どもサポートセンター

生活環境部

環境事業課 管理係 事業係

清掃リレーセンター
清掃センター
衛生処理場
環境政策課 企画係 環境保全係 環境整備係
生活安全課 庶務係 交通対策係
消費生活センター

「環境経済部

環境事業課 管理係 事業係 施設係
清掃リレーセンター
環境政策課 企画係 環境保全係 環境整備係
経済振興課 農林係 商工観光係 企業立地推進係
高山竹林園

市民部

市民課 市民係 記録係
課税課 庶務係 市民税係 土地係 家屋係
収税課 庶務係 徴収係
人権施策課 人権施策係 人権教育係
人権文化センター
男女共同参画プラザ
生活安全課 庶務係 交通対策係
消費生活センター

に、

福祉健康部

健康課 管理係 健康係
病院建設課 病院建設係
国保年金課 国保係 年金係 福祉医療係
こども課 保育係 こども係
子どもサポートセンター
介護保険課 認定係 保険係
福祉事務所
福祉総務課 庶務係 保護係
福祉支援課 福祉係 支援係 予防推進係

「水道局」を「上下水道部」に改める。

第9条危機管理係の項に次の1号を加える。

(8) 耐震性貯水槽の企画及び設置に関すること。

第9条の2契約係の項第1号中「指名願の受理」を「入札参加者の資格審査及び登録」に改める。

第9条の3企画係の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

第10条を次のように改める。

第10条 環境事業課が分掌する事務は、次のとおりとする。

管理係

- (1) 一般廃棄物事業の総合計画に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理施設の整備計画の企画及び策定に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理基本計画及び実施計画の策定に関すること。
- (4) ごみ減量化対策協議会等に関すること。
- (5) ごみ減量化及び資源リサイクル普及促進に関すること。
- (6) 清掃リレーセンターの調整に関すること。
- (7) 課の庶務に関すること。

事業係

- (1) 一般廃棄物処理の委託に関すること（清掃リレーセンターに係るものを除く。）。
- (2) 一般廃棄物の収集、運搬体制等に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理の委託業者の指導監督に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること。
- (5) 一般廃棄物の処理手数料に関すること（清掃リレーセンターに係るものを除く。）。
- (6) 一般廃棄物事業の資料収集及び調査研究に関すること。
- (7) 一般廃棄物処理事業の協力団体の育成指導に関すること。
- (8) 資源回収の実施団体の育成指導に関すること。
- (9) 清掃思想の普及向上に関すること。
- (10) し尿くみ取り申請の受付に関すること。

施設係

- (1) 清掃センター及びエコパーク 21 に関すること。
- (2) ごみの処理に関すること（清掃リレーセンターに係るものを除く。）。
- (3) エコパーク 21 に係る水質及び悪臭の検査に関すること。

第 10 条の次に次の 4 条を加える。

第 10 条の 2 清掃リレーセンターが分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 所管に係るごみの処理に関すること。
- (2) ごみの処理手数料に関すること（環境事業課事業係に係るものを除く。）。
- (3) 清掃リレーセンターの管理及び運営に関すること。

第 10 条の 3 環境政策課が分掌する事務は、次のとおりとする。

企画係

- (1) 環境基本計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 環境マネジメントシステムの運用管理に関すること。
- (3) 地球環境の保全及び自然エネルギーに係る企画調整及び統計に関すること。
- (4) 地球温暖化防止及び自然エネルギー活用の普及啓発に関すること。
- (5) 環境教育の推進及び環境活動の支援に関すること。
- (6) 環境審議会に関すること。
- (7) 部及び課の庶務に関すること。

環境保全係

- (1) 自然環境の保全に係る企画調整に関すること。
- (2) 公害防止対策の調査研究及び指導並びに普及啓発に関すること。
- (3) 公害の調査及び測定並びに各部門との連絡調整に関すること。

- (4) 代替エネルギーの普及及び促進に関すること。
- (5) 竜田川流域生活排水対策連絡協議会に関すること。
- (6) 環境保全に関する協定書の締結に関すること。

環境整備係

- (1) 環境美化の推進に関すること。
- (2) 屋外広告物の簡易除去に関すること。
- (3) 墓地等の経営の許可等及び火葬場に関すること。
- (4) 埋火葬の許可に関すること（市民課の届出に係るものを除く。）。
- (5) 防犯灯及び街路灯に関すること。
- (6) 愛がん動物の適正管理に関すること。
- (7) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）による犬の登録等に関すること。
- (8) 犬、猫等の死体処理及び手数料に関すること。
- (9) そ族、昆虫等の駆除の指導に関すること。

第10条の4 経済振興課が分掌する事務は、次のとおりとする。

農林係

- (1) 農林経営の企画研究及び技術指導に関すること。
- (2) 主要農産物の供出及び需要計画に関すること。
- (3) 農業制度資金の融資に関すること。
- (4) 農林水産関係諸団体その他農業、林業、水産業及び狩猟に関すること。
- (5) 畜産及び水産の奨励及び指導に関すること。
- (6) 病虫害及び有害鳥獣の駆除に関すること。
- (7) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）による鳥獣の捕獲等の許可、飼養の登録及び販売の許可に関するこ

と。

- (8) 森林の保全及び緑化推進に関すること。
- (9) 市の木及び市の花に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。
- (10) 市民農園に関すること。
- (11) 土地改良工事の企画、調査及び測量並びに施行及び監督に関すること。
- (12) 農道舗装及び改良工事の企画、調査及び測量並びに施行及び監督に関すること。
- (13) 農業用施設の災害復旧工事に関すること。
- (14) 農業用施設の維持管理に関すること。
- (15) 課の庶務に関すること。

商工観光係

- (1) 商工業の振興に関すること。
- (2) 伝統産業工芸品の保護及び振興に関すること。
- (3) 中小企業の金融対策に関すること。
- (4) 商工観光関係団体に関すること。
- (5) 観光の振興に関すること。
- (6) 商工業の雇用対策に関すること。
- (7) 計量事務に関すること。
- (8) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。

企業立地推進係

- (1) 企業等の誘致に関すること。
- (2) 企業等の立地に関すること。
- (3) 企業立地等の促進に係る関係機関との連絡調整に関すること。

第10条の5 高山竹林園が分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 高山竹林園事業の企画及び運営に関する事。
- (2) 高山竹林園の管理及び運営に関する事。

第18条及び第19条を次のように改める。

第18条 生活安全課が分掌する事務は、次のとおりとする。

庶務係

- (1) 法律相談に関する事。
- (2) 行政相談委員に関する事。
- (3) 暴力排除推進協議会及び防犯協議会に関する事。
- (4) 非核平和都市に関する事。
- (5) 自動車臨時運行許可申請の受付及び許可書の交付に関する事。
- (6) 自衛官の募集に関する事。
- (7) 課の庶務に関する事。

交通対策係

- (1) 交通対策の調査研究に関する事。
- (2) 公共交通網に関する事。
- (3) 交通安全思想の普及に関する事。
- (4) 放置自転車等の対策に関する事。
- (5) 市営自転車駐車場に関する事。
- (6) 交通対策協議会に関する事。
- (7) 生駒駅南自動車駐車場及び生駒駅北地下自動車駐車場に関する事。

第19条 消費生活センターが分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 消費者行政の企画及び調査に関する事。
- (2) 消費生活のための相談及び啓発に関する事。

(3) 消費生活審議会に関すること。

(4) 消費生活センターの管理及び運営に関すること。

第21条福祉医療系の項第1号中「老人、ひとり親家庭等」を「ひとり親家庭等」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第32条の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）による医療に関すること。

第21条の2を次のように改める。

第21条の2 こども課が分掌する事務は、次のとおりとする。

保育係

(1) 保育所の入所及び退所の決定その他保育所に関すること。

(2) 保育料の決定及び徴収に関すること。

(3) 保育所運営委員会に関すること。

こども係

(1) 児童福祉施策の調査、研究及び企画に関すること。

(2) 学童保育に関すること。

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による援護、育成及び更生の措置に関すること。

(4) 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関すること。

(5) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関すること。

(6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関すること。

(7) 生駒市交通遺児奨学金支給条例（昭和45年3月生駒市条例第13

号)による交通遺児奨学金の支給に関すること。

(8) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による援護、育成及び更生の措置に関すること。

(9) 小平尾南児童館に関すること。

(10) 小平尾南児童館運営審議会に関すること。

(11) 課の庶務に関すること。

第21条の2の次に次の2条を加える。

第21条の3 子どもサポートセンターが分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 家庭児童相談室に関すること。

(2) 児童虐待に関すること。

(3) ファミリー・サポート業務に関すること。

(4) その他子育て支援に関すること(他課の所管に係るものを除く。)

(5) 子どもサポートセンターの管理及び運営に関すること。

第21条の4 介護保険課が分掌する事務は、次のとおりとする。

認定係

(1) 要介護認定の申請及び認定に関すること。

(2) 介護認定審査会に関すること。

(3) 高齢者の健康啓発に関すること。

保険係

(1) 介護保険料の課税資料の調査及び賦課徴収に関すること(第2号被保険者に係るものを除く。)

(2) 介護保険被保険者の資格等の届出に関すること。

(3) 介護保険被保険者証の交付及び更新に関すること。

(4) 介護報酬の請求及び審査に関すること。

(5) 保険給付金の支払その他保険給付に関すること。

- (6) 介護保険の運営に関する事。
- (7) 介護保険事業計画に関する事。
- (8) 介護保険のサービス提供事業者の指導及び育成に関する事。
- (9) 介護保険施設の設置及び介護保険サービスの開始に係る意見書（市及び社会福祉法人に係るものを除く。）に関する事。
- (10) 課の庶務に関する事。

第23条福祉係の項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第11号までを2号ずつ繰り上げ、同条支援係の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号及び第4号を削り、第5号を第2号とし、第6号から第10号までを3号ずつ繰り上げ、第11号を削り、第12号を第8号とし、同条に次の1項を加える。

予防推進係

- (1) 介護予防に関する事。
- (2) 高齢者に係る訪問指導に関する事。
- (3) 地域包括支援センターの総括及び総合調整に関する事。

第24条から第30条までを次のように改める。

第24条から第30条まで 削除

第36条庶務係の項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を削り、第6号を第3号とし、同項第7号中「による指導及び副申」を削り、同号を同項第4号とし、同項第8号を同項第5号とし、同条計画係の項第3号中「地区計画策定のための調査及び原案策定並びに運用」を「地区計画」に改め、同項に次の2号を加える。

- (5) 都市計画図の作成及び販売に関する事。
- (6) 土地利用に係る都市計画の証明に関する事。

第37条開発指導係の項を次のように改める。

開発指導係

- (1) 都市計画法による開発行為等に関する指導及び副申に関すること。
- (2) 生駒市宅地等開発行為に関する指導要綱（昭和62年11月生駒市告示第144号）等による指導に関すること。
- (3) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）による指導及び副申に関すること。
- (4) 近郊緑地保全地区等地域制緑地内における行為の届出等に関すること。
- (5) 開発事業審議会に関すること。
- (6) 租税特別措置法による優良宅地の認定に関すること。

第38条景観係の項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 都市計画法による風致地区に関すること。

第39条の2公園管理係の項第3号中「整備」を「計画及び整備」に改め、同項第6号を削る。

第40条北部開発係の項第1号中「（第2工区）」を削り、同項第3号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

- (3) リニア中央新幹線に係る調査及び研究に関すること。
- (4) 公益財団法人奈良先端科学技術大学院大学支援財団との連絡調整に関すること。

第41条業務係の項を次のように改める。

業務係

- (1) 公共下水道受益者負担金に関すること。
- (2) 下水道使用料その他の収入金に関すること。
- (3) 水洗便所改造資金融資あっせんに関すること。
- (4) 公共下水道供用開始の公示に関すること。

- (5) 下水道関係団体との連絡に関すること。
- (6) 流域下水道との調整に関すること。
- (7) 奈良県事務処理の特例に関する条例（平成12年奈良県条例第34号）の規定により本市が処理することとされた浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく浄化槽の設置、変更及び廃止の届出の受理等に関すること。
- (8) 合併処理浄化槽の普及促進に関すること。
- (9) 部及び課の庶務に関すること。

第41条の3計画系の項第2号中「事業認可」を「事業計画」に改め、同項第4号から第6号までを削り、同項第7号を同項第4号とし、同項第8号を同項第5号とし、同条工務系の項第6号を削る。

第41条の4を削る。

第42条第1項中「、局にあつては局長」を削る。

第47条の見出し中「、場長」を削り、同条第1項中「人権文化センター」を「清掃リレーセンター、高山竹林園、人権文化センター」に、「高山竹林園」を「消費生活センター」に改め、「、清掃リレーセンター、清掃センター、消費生活センター」を削り、「、場長（衛生処理場の場長に限る。以下同じ。）」を削り、同条第3項中「、場長」を削る。

第48条第3項中「人権文化センター」を「清掃リレーセンター、高山竹林園、人権文化センター」に、「高山竹林園」を「消費生活センター」に改め、「、清掃リレーセンター、清掃センター、衛生処理場、消費生活センター」を削り、「人権文化センター等」を「清掃リレーセンター等」に改める。

第49条第1項中「人権文化センター等」を「清掃リレーセンター等」に改める。

第52条第1項中「、場長」を削る。

(生駒市情報セキュリティに関する規則の一部改正)

第2条 生駒市情報セキュリティに関する規則（平成16年2月生駒市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「及び教育長」を「、教育長及び水道事業管理者」に、「水道局」を「上下水道部」に改める。

(生駒市会計課設置規則の一部改正)

第3条 生駒市会計課設置規則（昭和46年11月生駒市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とする。

第7条中第1号を次のように改める。

(1) 500万円未満の歳入の調定通知の処理に関すること。

第7条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加え、同条を第8条とする。

(2) 競争入札の方法により締結する契約に係る支出負担行為で1件1,000万円未満のもの及び次に掲げる経費に係る支出負担行為の確認及びその支払に関すること。

ア 義務的経費（人件費（賃金を含む。）、扶助費、公債費）

イ 燃料費

ウ 光熱水費

エ 賄材料費

オ 通信運搬費

カ 保険料

キ 負担金補助及び交付金（保険給付費等扶助費的なものに限る。）

ク 市税償還金

ケ その他の経費で1件200万円未満のもの

第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条第2項中「課長」の次に「及び主幹」を加え、同条第3項中「会計管理者及び課長」を「課長及び主幹」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(主幹)

第4条 課に主幹を置くことができる。

2 主幹は、課長を補佐し、所属職員を指揮監督する。

3 主幹は、会計管理者及び課長ともに事故があるときは、その職務を代理する。

(生駒市公印規則の一部改正)

第4条 生駒市公印規則（平成9年3月生駒市規則第9号）の一部を次のように改正する。

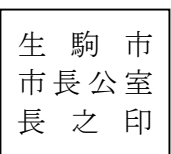
別表一般公印の表中

「

5	削除					
6	市長公室長印	てん書	縦横21mm		市長公室長名で発する文書	市民活動推進課長
7	企画財政部長印	てん書	縦横21mm		企画財政部長名で発する文書	総務課長

を

「

5	市長公室長印	てん書	縦横21mm		市長公室長名で発する文書	市民活動推進課長
---	--------	-----	--------	---	--------------	----------

」

6	企画財政部長印	てん書	縦横21mm	生駒市企画財政部長之印	企画財政部長名で発する文書	総務課長
7	環境経済部長印	てん書	縦横21mm	生駒市環境経済部長之印	環境経済部長名で発する文書	環境政策課長

に、

11	生活環境部長印	てん書	縦横21mm	生駒市生活環境部長之印	生活環境部長名で発する文書	環境政策課長
----	---------	-----	--------	-------------	---------------	--------

を

11	削除					
----	----	--	--	--	--	--

に、

15	水道局長印	てん書	縦横21mm	生駒市水道局長之印	水道局長名で発する文書	下水道管理課長
----	-------	-----	--------	-----------	-------------	---------

を

15	上下水道部長印	てん書	縦横21mm	生駒市上下水道部長之印	上下水道部長名で発する文書	下水道管理課長
----	---------	-----	--------	-------------	---------------	---------

に

改める。

(生駒市法令遵守推進条例施行規則の一部改正)

第5条 生駒市法令遵守推進条例施行規則（平成19年10月生駒市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「水道局長」を「上下水道部長」に改める。

第15条第2項中「及び教育長」を「、教育長及び水道事業管理者」に改め、同条第3項中「理事、公室長」を「公室長」に、「水道局長」を「上下水道部長」に改める。

(生駒市職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第6条 生駒市職員の職の設置に関する規則(昭和56年7月生駒市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中「理事、公室長」を「公室長」に改め、「、局長」を削る。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第7条 給料等の支給に関する規則(昭和32年7月生駒市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条の5第1項の表の1の項中「理事、公室長」を「公室長」に改め、「及び部長」の次に「、福祉事務所の所長」を加え、同表の2の項中「、福祉事務所の所長」を削り、同表の5の項中「市長事務部局の課長補佐」の次に「、清掃リレーセンターの所長、高山竹林園の所長」を加え、「高山竹林園の所長」を「消費生活センターの所長」に改め、「、清掃リレーセンターの所長、清掃センターの所長、衛生処理場の場長、消費生活センターの所長」を削る。

(初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第8条 初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和41年11月生駒市規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1の8級の項中「理事、部長」を「部長」に改める。

(生駒市予算規則の一部改正)

第9条 生駒市予算規則(昭和40年1月生駒市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、局長」を削る。

(生駒市会計規則の一部改正)

第10条 生駒市会計規則（昭和48年3月生駒市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、主幹」の次に「、課長補佐、清掃リレーセンター所長、高山竹林園所長」を加え、「高山竹林園所長」を「消費生活センター所長」に改め、「、衛生処理場長、清掃リレーセンター所長、清掃センター所長、消費生活センター所長」を削り、「課長及び主幹」を「課長、主幹及び課長補佐」に改め、「教育委員会事務局の課長」の次に「、課長補佐」を、「学校給食センター所長」の次に「、学校給食センター副所長」を、「図書会館長」の次に「、図書会館副会館長」を加え、「主幹、監査委員事務局長並びに農業委員会事務局長」を「局長補佐、監査委員事務局の局長及び局長補佐並びに農業委員会事務局の局長及び局長補佐」に改める。

第27条中「（平成2年4月生駒市訓令甲第3号）」を「（平成24年3月生駒市訓令甲第2号）」に改める。

別表第1中

財政課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	を
	所管に係る物品の出納保管	—	

財政課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	に、
	所管に係る物品の出納保管	—	
環境事業課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	
	所管に係る物品の出納保管	—	
清掃リレーセンター所長	所管に係る徴収金の収納	所管係員	
	所管に係る物品の出納保管	—	
環境政策課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	
	所管に係る物品の出納保管	—	
経済振興課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	
	所管に係る物品の出納保管	—	
高山竹林園所長	所管に係る徴収金の収納	所管係員	
	所管に係る物品の出納保管	—	

「産業振興課長」を「生活安全課長」に、

高山竹林園 所長	所管に係る徴収金の収納	所管係員
	所管に係る物品の出納保管	—

を

消費生活センター 所長	所管に係る徴収金の収納	所属職員
	所管に係る物品の出納保管	—

に、

介護保険課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—
福祉総務課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—
福祉支援課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—
こども課長	所管に係る保育料その他徴収金の収納	保育園長 所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—
子どもサポートセンター 所長	所管に係る徴収金の収納	所属職員
	所管に係る物品の出納保管	—
環境事業課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—
清掃リレーセンター 所長	所管に係る徴収金の収納	所管係員
	所管に係る物品の出納保管	—
清掃センター 所長	所管に係る徴収金の収納	所管係員
	所管に係る物品の出納保管	—
衛生処理場長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—
環境政策課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—
生活安全課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—
消費生活センター 所長	所管に係る徴収金の収納	所属職員
	所管に係る物品の出納保管	—

を

こども課長	所管に係る保育料その他徴収金の収納	保育園長 所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—
子どもサポートセンター 所長	所管に係る徴収金の収納	所属職員
	所管に係る物品の出納保管	—
介護保険課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—
福祉総務課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—
福祉支援課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—

に、

「会計課長
会計課課長補佐」を 「会計課長
会計課主幹
会計課課長補佐」 に改める。

(生駒市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部改正)

第 1 1 条 生駒市福祉事務所長に対する事務委任規則（昭和 4 6 年 1 1 月生駒市規則第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

各号列記以外の部分中「、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 2 条第 2 項」を削り、第 1 7 号及び第 1 8 号を削り、第 1 9 号中「特別障害手当等」を「特別障害者手当等」に改め、同号を第 1 7 号とし、第 2 0 号から第 3 7 号までを 2 号ずつ繰り上げる。

(生駒市下水道使用料に係る事務の委任に関する規則の一部改正)

第 1 2 条 生駒市下水道使用料に係る事務の委任に関する規則（平成 1 8 年 9 月生駒市規則第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 項中「生駒市水道局事務分掌規程」を「生駒市水道事業事務分掌規程」に、「第 7 条第 1 項の局長（以下「水道局長」を「第 2 条に規定する総務課の課長（以下「総務課長」に、「水道局長」を「総務課長」に改め、第 2 項中「水道局長」を「総務課長」に改める。

(水道事業管理者が職員の任免について市長の同意を得なければならない者等を定める規則の一部改正)

第 1 3 条 水道事業管理者が職員の任免について市長の同意を得なければならない者等を定める規則（昭和 4 3 年 4 月生駒市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 2 条中「局長」を「部長」に改める。

附 則

この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。